

対中国関税の概要

- トランプ大統領は中国に対し、フェンタニルの流入を理由に国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づいて、2月4日から10%の追加関税を適用、3月4日に20%に引き上げ。11月10日から、10%へ引き下げ予定。
- 中国原産品には125%の相互関税と合わせて計145%の追加関税を課していた。5月14日以降、**計180日間の相互関税一部適用停止期間を経て、2026年11月10日まで一部適用停止期間を再延長。**

措置の詳細および適用時期



米国側の措置

IEEPA
フェンタニル
関税

2月4日 10%
3月4日 20%

11月10日
(米中合意@韓国)

10%

相互関税

4月9日 84%
4月10日 125%

5月14日
(米中協議@スイス)
34%
8/12まで
ベースライン関税
10%のみ適用

8月12日 34%
2025/11/10まで
ベースライン
関税10%のみ適用
8月29日

34%
2026/11/10まで
ベースライン
関税10%のみ適用

デミニミス ルール 適用停止

5月2日
郵便物1件につき
従価税120%
または
従量税100ドル

郵便物1件につき
従価税54%
または
従量税100ドル

郵便物1件につき
従価税30%
または
従量税200ドル

郵便物1件につき
従価税20%
または
従量税160ドル

その他

中国との経済・
貿易協議継続への
メカニズムを設立

EAR「関連事業体
ルール」の適用や中
国船の入港手数料徴
収の1年間停止など



対象品目

全品目

232条関税の対象
品目などを除く
ほとんどの品目 (注1)

国際郵便ネット
ワークを通じて
輸入される
少額貨物

(注1) 詳細は、8月4日発表のCBPガイダンスを参照。通商拡大法232条に基づき別途関税が賦課される自動車・同部品、鉄鋼・アルミ・銅、232条に基づき関税が今後賦課される可能性がある半導体、医薬品、木材など、およびカナダ・メキシコ原産品（IEEPA関税が賦課されている間）などが対象外。

(注2) 中国原産品の一部品目は1974年通商法301条に基づく関税も賦課される。

(出所) 米国政府公開資料などから作成、2025年11月5日時点

米中合意の概要

- トランプ大統領と中国の習近平国家主席は10月30日に韓国で首脳会談を実施。米国政府は11月1日、関税措置や輸出管理など、両国間の合意内容についてのファクトシートを発表した。

	米国側の主な措置	中国側の主な措置
関税措置関連	・ フェンタニルの流入抑制を目的とする追加関税20%のうち、10%分を11月10日から撤廃。 ・ 中国に対する相互関税率34%のうち、ベースライン関税10%のみを適用対象とする期間の、2026年11月10日までの延長。 ・ 11月29日に期限が切れる301条関税の適用除外措置を2026年11月10日まで延長。	・ 米国へのフェンタニルの流入を阻止するため、北米向け特定指定化学物質の出荷停止とその他の特定化学物質の全世界向け輸出の厳格な管理。 ・ 2025年3月4日以降に発表した全ての報復関税を停止。 ・ 米国からの輸入品に対する関税除外措置の2026年12月31日までの延長。
輸出管理	・ 「関連事業体ルール」の適用を11月10日から1年間停止。 ※関連事業体ルール：輸出管理規則上のエンティティ・リストなどに掲載される事業体が50%以上所有する事業体へとEARの適用範囲を拡大し、輸出管理の対象とするルール。	・ レアアース、ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、黒鉛（グラファイト）に対する一般輸出許可の発行 ・ 10月9日に発表した、全世界向けの希土類（レアアース）に関する輸出管理と関連措置の停止。 ・ エンドユーザーリスト・信頼できないエンティティ・リストへの米国企業の掲載停止。
両国船の入港手数料徴収	・ 中国船の入港に対する手数料徴収を11月10日から1年間停止。	・ 米国船舶への船舶特別港湾料徴収など報復措置撤廃。 ・ 海運事業者に対する制裁の解除。
その他		・ 2025年3月4日以降に米国に対して実施した全ての報復的非関税措置の停止または撤廃。 ・ 半導体サプライチェーンに関する米国企業を対象とした反差別調査やアンチダンピング調査などの終了 ・ 米国産大豆の購入（11月～12月：1,200万トン、2026～2028年：各年少なくとも2,500万トン）。 ・ 米国産ソルガムや広葉樹原木の購入再開。 ・ オランダ系半導体メーカー、ネクスペリアの中国国内施設からの出荷再開。